

2012年10月28日

第50回部落問題研究者集会第3分科会レジュメ 「人権委員会設置法をめぐる問題と機関のあり方」

全国地域人権運動総連合
事務局長 新井直樹

(1) 「人権委員会設置法（案）」について

2011年6月8日、民主党PTは「人権侵害救済機関設置法案」に関する中間とりまとめ案を明らかにし、これが政府方針になりました。本年9月19日には私たちやマスコミ等の強い反対を押し切って国会閉会中であるにもかかわらず法案内容の閣議決定が強行されました（11月9日法案提出、11月16日国会解散により廃案になった）。

①「法案」の骨子。

- 一、人権救済機関は強い権限を持つ三条委員会として設置する。
- 一、同機関は内閣府ではなく法務省に設置する。
- 一、人権擁護委員の国籍条項は地方参政権を有する者に限定する。
- 一、調査拒否に対する過料の制裁は当面設けない。
- 一、報道機関などによる人権侵害について特別の規定は設けない。
- 一、5年をめどの見直し条項を設ける。

②人権委員会設置法案（第一章総則、2012年9月19日）

（目的）

第一条 この法律は、人権を違法に侵害する行為により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びこれに関する理解を深めるための啓発を任務とする人権委員会を設置して、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（人権擁護の基本原則）

第二条 何人も、特定の者に対し、不当な差別、虐待その他の人権を違法に侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

2 何人も、人種、民族、信条、性別、社会的身分（出生により決定される社会的な地位をいう。）、門地、障害（身体障害、知的障害、精神障害その他の心

身の機能の障害をいう。）、疾病又は性的指向についての共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として政治的、経済的又は社会的関係における不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と摘示する行為をしてはならない。

③法務省人権擁護局 HP より（Q&A）

Q 2 なぜ、新たに人権委員会を設ける必要があるのですか。

平成13年5月、人権擁護推進審議会は、我が国において、児童や高齢者に対する虐待、女性に対する暴力、障害等を理由とする差別、学校や職場におけるいじめなど、数々の人権問題が起きていることを指摘した上、公権力による人権侵害への対処を含めてより実効的な救済をするためには、政府からの独立性を有する新たな人権救済機関の設置が必要であるとの答申をしました。

答申後10年以上を経た現在においても、上記のような様々な人権問題が起きています（人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は、答申のあった平成13年は1万7780件、平成23年は2万2168件となっています。最近の人権侵犯事件の状況はこちら。）。

また、現在まで60年以上にわたり、法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局及び地方法務局、人権擁護委員）は、あらゆる人権問題についてその救済に取り組んでいますが、その担当部局である人権擁護局は、法務省の内部部局として法務大臣の指揮監督下にあり、また、その活動は、法務省の内規に基づいて行われていることから、制度に対する信頼性の面からも、実効性の面からも、限界があると言われていています。そこで、政府からの独立性を有する立場で活動のできる公正中立な機関を設置し、その機関が、法律の定める手続に則って人権救済を行ったり、国内の人権状況を調査・検討したりすることなどが必要だと考えられているのです。

国際的に見ても、各国に国内人権機構が置かれるようになり、平成5年には、国連においても、国内人権機構が拠るべき基準（これは、「パリ原則」と呼ばれています。）が総会において採択されました。我が国は、平成10年に、自由権規約（B規約）委員会から、政府からの独立性を有する国内人権機構の整

備について勧告（外務省ホームページ）を受け、その後も、今日まで、各種人権条約の委員会等から、同様の勧告等をたびたび受けています（※）。我が国は、例えば、平成20年の国連人権理事会の普遍的定期的レビューにおいてなされた勧告に対しては、パリ原則に沿った国内人権機構の創設に向けた検討を引き続き行っていく旨の回答をするなどしています。

なお、上記の審議会の答申は、このような国際的な状況も踏まえたものです。

このような答申やパリ原則の趣旨を踏まえると、法務省人権擁護局等によって運営されている現在の人権擁護活動について、（1）明確な根拠法を制定することとともに、（2）行政権力の担い手である所管大臣から指揮監督を受けない機関、すなわち、政府からの独立性を有する機関を新たに設置し、（3）この機関に人権擁護活動全般を担わせるものとする必要があります。

このようなことから、政府からの独立性を有する人権救済機関として、人権委員会を設けることとしたものです。

（※）各種人権条約の委員会等による言及（最近のもの）

- ・平成13年（2001年）3月 人種差別撤廃委員会
- ・平成13年（2001年）9月 社会権規約（A規約）委員会
- ・平成15年（2003年）7月 女子差別撤廃委員会
- ・平成16年（2004年）2月 児童の権利委員会
- ・平成19年（2007年）8月 拷問禁止委員会
- ・平成20年（2008年）5月 国連人権理事会（普遍的定期的レビュー）
- ・平成20年（2008年）10月 自由権規約（B規約）委員会
- ・平成21年（2009年）8月 女子差別撤廃委員会
- ・平成22年（2010年）3月 人種差別撤廃委員会
- ・平成22年（2010年）6月 児童の権利委員会

Q10 設置法案第2条第2項の規定に違反する行為（識別情報の摘示）とは、どのような行為ですか。その行為を禁止することは、表現活動の自由を不当に取り締まることになったり、表現活動を萎縮させたりすることになりませんか。

（設置法案第2条関係）

本法案第2条第2項の規定に違反する行為（以下「識別情報の摘示」という。）

（※）とは、（1）人種、社会的身分等についての共通の属性を有する不特定

多数の者に対する一定の不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で（目的の限定）、（２）当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を（対象情報の限定）、（３）文書の頒布・掲示その他これらに類する方法により公然と摘示する行為（対象行為の限定）をいい、目的、情報内容、行為の面から、それぞれ要件が置かれています。これらの要件を満たす行為の例として、（１）就職についての差別的取扱いを助長・誘発する目的を持って、（２）いわゆる「部落地名総鑑」等と称する書籍類を、（３）企業に頒布するというような行為が挙げられています。

「識別情報の摘示」は、不特定多数の者に対する不当な差別的取扱いを生じさせるおそれ大きい行為と認められるので、本法案第２条第２項でこれを禁止し、調査・措置の対象としています（設置法案第２８条）。

「識別情報の摘示」に当たる行為は、上記のとおり、（１）目的、（２）情報内容、（３）行為のそれぞれの面で限定されているもので、表現活動の自由を不当に制約したり、表現活動を萎縮させたりするものではありません。

（※）「識別情報の摘示」は、「法案の概要」では「差別助長行為」と表示（略称）されていましたが、「差別助長行為」という目的に着目した略称が、差別を助長・誘発する表現行為全般を含むような誤解を招くことから、対象となる行為の面から、「識別情報の摘示」という表示（略称）に改めたものです。なお、「識別情報の摘示」という表示（略称）は、設置法案の条文上用いられている用語ではありません。

（２）全国人権連の立場

人権委員会設置に係わる法案は、２００２年の時は「人権擁護法案」という名称でしたが、マスコミや言論規制、刑務所などでの人権侵害救済に問題が多く、３度の継続審議を経て廃案になりました。以来、成立を求める執拗な動きが続いていますが、以下の根本問題が何ら解決されていないもとでは、拙速な閣議決定、国会提案はすべきではないとの立場です。

①公権力や社会的権力（大企業など）こそ人権侵害の元凶であるにもかかわらず、この問題を公務員個人の人権侵害に倏小化し（条文化）、しかも国民の言論・表現、内心の自由や知る権利など、いままで国民間の問題で踏み込ま

なかった分野に、行政機関が5年後見直しと言って調査権限や罰則をもって介入するものです。

②同和問題に係わる結婚・交際問題のように、この分野で合意されてきた政府見解では、何が差別かを判定することは困難であり、法律などで罰したり規制することは、かえって啓発に反し差別の潜在化を招くと捉えていたが、この法案は「差別の助長・誘発行為」を規制するなど明らかに問題解決に逆行します。結婚・交際に際して、「差別」との断定のもとに権力が介入を行うことは、国民の内心の自由を侵しかねず、意に反する婚姻の強制など憲法が保障する婚姻の自由への行政権力の介入となり、結果的に人権を侵害し部落問題解決をも阻害するものです。

③あくまで表現には表現で対抗することが近代社会の基本であり、定義が困難である「不当な差別的言動」「差別助長行為」などの表現行為に対して、曖昧な概念で対応を行うことは、言論表現の自由を侵害し、しかも自由な意見交換のできる環境づくりによる部落問題解決にも逆行します。

(資料)

①社説 人権法案閣議決定 公権力への対応になお疑問 熊本日日新聞社

人権法案閣議決定 公権力への対応になお疑問 2012年10月07日

政府は、新たな人権救済機関「人権委員会」を法務省の外局に設置する法案を閣議決定した。法案の内容については与野党問わず反対意見が多く、先の通常国会ではそれを理由に閣議決定と法案提出を見送っている。にもかかわらず、国会閉会後の先月19日になってなぜ急きょ決定したのか。理解に苦しむ対応だ。

藤村修官房長官は、「政府として人権擁護問題に積極的に取り組む姿勢を明確に示す必要があった」と説明している。この理由については、ある程度の理解はできる。というのも新たな人権救済機関の設置は、もともと国連機関が日本政府に対して以前から早急な取り組みを求めているからだ。

現行制度では、裁判によらない人権侵害救済は法務省の人権擁護部門が担っている。これに対し1998年、国連規約人権委員会が政府からの独立性に懸念を示し、特に警察、検察や刑務所、入国管理施設など公権力による人権侵害

に迅速に対応する新たな救済機関の設置を勧告。これが法案論議の発端の一つとなった。

これを受けて2002年に、当時の小泉政権が人権擁護法案を国会に提出。しかし、救済機関を法務省の外局に設置するとした上に、メディアの取材活動も規制対象としたために、勧告の目的から大きく外れ、知る権利の制約にもつながりかねないとして批判が続出。結局、03年に廃案となっている。

新法案ではメディア規制条項は外された。また、旧法案に引き続き「人権委員会」は公正取引委員会と同様に政府から独立した権限を持つ「三条委員会」で、独立性は担保されると政府側は説明している。

しかし、法務省の外局に置くことも旧法案と同様で、調査などの実務面は、警察、検察、刑務所、入管施設のいずれにもかかわりのある法務省職員が関与することになる。これでは旧原子力安全・保安院が経済産業省の外局に置かれていたのと同じではないか、との批判は根強い。

民主党政権は当初は内閣府の外局に置く意向だったが、昨年示した基本方針で法務省外局案に変更した。政府はその理由について「法務省にはこれまでの人権行政の経験と知見の蓄積がある」ことを挙げている。

だが、戦後も続いた国による最大の人権侵害事件であるハンセン病問題では、法務省は隔離政策見直しにほとんど寄与していない。それどころか、同省が設置した患者専用の旧菊池医療刑務支所（合志市）は、それ自体が数々の人権侵害の舞台になったと指摘されている。01年のハンセン病国賠訴訟熊本地裁判決でも、控訴断念で人権救済を図ろうとする政府方針に最も強硬に反対したのが、国の訟務も担う同省だった。

こうした歴史をたどれば、もともと国連が勧告の目的とした公権力による人権侵害に十分な対応ができるのか、なお大きな疑問が残る。

何をもって人権侵害とするかの定義もあいまいなままで、いまだ十分な国民的論議が尽くされたとは言い難い。国連勧告の原点に立ち返り「人権委員会」は内閣府の外局に置いて独立性を高め、当面、公権力による人権侵害だけに対応することも一考すべきではないか。

条約第 44 条に基づき締約国から提出された報告の審査（2010 年 6 月 20 日）

立法措置

11. 委員会は、児童の権利の分野において、いくつかの法制度が施行及び改正され、これにより、児童の生活環境の改善や発達に貢献していることに留意する。しかしながら、委員会は、子ども・若者育成支援推進法が、条約の全範囲に対応せず、又は、児童の権利を保障していないこと、また包括的な児童の権利法が存在しないことを引き続き懸念する。委員会はまた、少年司法を含む国内法の諸点については未だに条約の原則及び規定と適合していない点に留意する。
12. 委員会は、締約国が、児童の権利に関する包括的な法律を制定することを検討し、条約の原則及び規定と国内法制度の完全なる適合に向け対処するよう強く勧告する。
14. 委員会は、締約国が、児童の権利の実現のために行われる全ての活動を、国・都道府県・市町村レベルにおいて効果的に調整するための、明確な権限と十分な人的・財政的資源を有する適切な国内メカニズムを構築すること、及び、児童の権利の実現に携わる市民社会組織との継続的な意見交換と調整を確立することを勧告する。

③人権擁護に関する世論調査（平成 24 年 8 月調査、内閣府大臣官房政府広報室）

（3） 人権侵害の経験

今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか聞いたところ、「ある」と答えた者の割合が 16.6%、「ない」と答えた者の割合が 83.4%となっている。前回（平成 19 年 6 月）の調査結果と比較して見ると、大きな変化は見られない。都市規模別に見ると、大きな差異は見られない。性別に見ると、大きな差異は見られない。年齢別に見ると、「ある」と答えた者の割合は 50 歳代、「ない」と答えた者の割合は 70 歳以上で、それぞれ高くなっている。

ア 人権侵害の内容

人権が侵害されたと思ったことが「ある」と答えた者（310 人）に、それは、どのような場合か聞いたところ、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」を挙げた者の割合が 47.4%と最も高く、以下、「職場での嫌がらせ」（24.2%）、「プラ

イバシーの侵害」(20.0%)、「差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分等により、就職や結婚等の社会生活の上で不平等又は不利益な取扱いをされた)」(19.7%)、「名誉・信用のき損、侮辱」(18.1%)、「学校でのいじめ」(17.7%)、「使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇」(14.8%)、「警察官等の公務員からの不当な取扱い」(12.9%)、「悪臭・騒音等の公害」(12.3%)などの順となっている。(複数回答、上位9項目)

都市規模別に見ると、「名誉・信用のき損、侮辱」を挙げた者の割合は大都市で高くなっている。性別に見ると、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。年齢別に見ると、「学校でのいじめ」を挙げた者の割合は20歳代、30歳代、「使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇」を挙げた者の割合は30歳代で、それぞれ高くなっている。

(6) 同和問題を知ったきっかけ

同和問題について、初めて知ったきっかけは、何からか聞いたところ、「家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた」と答えた者の割合が17.1%、「親戚の人から聞いた」と答えた者の割合が1.1%、「近所から聞いた」と答えた者の割合が2.4%、「職場の人から聞いた」と答えた者の割合が5.0%、「学校の友だちから聞いた」と答えた者の割合が4.3%、「学校の授業で教わった」と答えた者の割合が19.5%、「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」と答えた者の割合が15.7%、「同和問題の集会や研修会で知った」と答えた者の割合が2.2%、「都道府県や市区町村の広報紙や冊子等で知った」と答えた者の割合が1.2%、「同和問題は知っているがきっかけは覚えていない」と答えた者の割合が9.8%となっている。なお、「同和問題を知らない」と答えた者の割合が20.8%となっている。

前回の調査結果と比較して見ると、「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」(13.3%→15.7%)と答えた者の割合が上昇している。都市規模別に見ると、「家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた」と答えた者の割合は中都市で高くなっている。性別に見ると、「学校の授業で教わった」と答えた者の割合は女性で高くなっている。年齢別に見ると、「家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた」と答えた者の割合は60歳代、70歳以上、「学校の授業で教わった」と答えた者の割合は20歳代から40歳代、「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」と答えた者の割合は70歳以上で、それぞれ高くなっている。

ア 同和問題に関する人権問題

「同和問題を知らない」と答えた者以外の者（「同和問題を知っている」とする者とする（1、476 人））に、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」を挙げた者の割合が 37.3%と最も高く、以下、「身元調査をされること」（27.8%）、「差別的な言動をされること」（24.9%）、「就職・職場で不利な扱いを受けること」（23.2%）などの順となっている。なお、「特にない」と答えた者の割合が 18.6%、「わからない」と答えた者の割合が 12.0%となっている。（複数回答、上位 4 項目）

都市規模別に見ると、「差別的な言動をされること」を挙げた者の割合は大都市で高くなっている。性別に見ると、「結婚問題で周囲の反対を受けること」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。年齢別に見ると、「結婚問題で周囲の反対を受けること」、「身元調査をされること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた者の割合は 40 歳代、「差別的な言動をされること」を挙げた者の割合は 20 歳代から 40 歳代で、それぞれ高くなっている。

④「人権侵犯事件」（平成 23 年度、法務省人権擁護局）

「人権侵犯事件」統計資料(平成23年)

件名		総数	日受	新受計	手続開始内訳							処理内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
					申告							処理内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
					職員受	委員受	委員通報	関係行政機関の通報	情報	移送	処理件数	検束	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査	調査

「平成18年度部落差別に関する実態調査報告書」

— 兵庫県三木市【概要版】から一部抜粋 —

はじめに

同和問題は、わが国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることが重要となります。昭和40年（1965年）の「同和对策審議会答申」及び昭和44年（1969年）の「同和对策事業特別措置法」以後、今日まで30数年にわたって実施されてきた同和对策事業は、平成14年（2002年）3月31日の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「地対財特法」という）の失効をもって、終了することとなりました。

しかし、このことは、同和問題が完全に解決されたということ并不意味着するものではなく、平成8年（1996年）5月の「地域改善対策協議会意見具申」において指摘されているように、「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権に関するあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題」であります。

このような認識のもと、三木市では「地対財特法」失効後は、平成13年1月に施行した「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、一般対策の中で実施されるべき必要な施策については、その把握を行い、効果的かつ計画的な実施に努めているとともに条例の理念を達成するために、策定した「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」に基づき、同和問題のほかあらゆる人権問題の解決に向け、すべての基本的人権の尊重につながる人権教育・啓発の積極的な推進に努めています。また、行政の各分野における人権施策を定めた「三木市人権尊重のまちづくり実施計画」を平成16年2月に策定しました。

このたび、実施計画の個別的課題の一つである「部落差別にかかわる人権」の中に具体的施策として挙げられていた「部落差別に関する実態調査」を実施し、平成4年の「同和对策実態調査」との対比による地域実態の推移と現状についての分析結果をまとめました。

今回の調査結果を踏まえて、今後推進する施策課題を明らかにする必要があります。

今、三木市は、すべての人の人権が尊重され、あたたかい心がふれあう「日本一美しいまち三木」をめざしています。その実現のためには、あらゆる人権課題の解決がきわめて重要であると認識しています。

なお、この概要版は「平成18年度部落差別に関する実態調査報告書」を、今後、同和問題の早期解決のための資料として活用いただけるようにまとめたものです。

I 調査の概要

1. 調査の目的

平成4年度に実施した「三木市同和对策実態調査」の調査項目の中で、今なお、課題として指摘されている結婚、就労、教育に関する項目を中心に、世帯、生活環境、学習・啓発に関する項目についても調査を行い、前回調査と対比し、地域実態の推移を把握するとともに、今後の人権施策の課題を明らかにすることを目的に実施しました。

2. 調査の方法

(1) 調査対象

市内の同和地区並びに隣接地区在住の市民

(2) 調査期間

平成18年6月下旬から10月上旬（調査基準日は平成18年7月1日）

図② 時期別結婚類型

地区	結婚時期		合計	結婚類型					
				夫婦とも 地区	夫婦とも 地区外	夫地区 妻地区外	夫地区外 妻地区	その他	不明
対象地区	合計	組	531	331	21	127	32	4	16
		%	100.0	62.3	4.0	23.9	6.0	0.8	3.0
	昭和 19 年以前		100.0	89.5		7.9			2.6
			38	34		3			1
	昭和 20～29 年		100.0	78.6	7.1	10.0	1.4		2.9
			70	55	5	7	1		2
	昭和 30～39 年		100.0	74.1	5.6	11.1	4.6		4.6
			108	80	6	12	5		5
	昭和 40～49 年		100.0	71.9	1.0	22.9	3.1		1.0
			96	69	1	22	3		1
	昭和 50～59 年		100.0	55.4	4.3	29.3	8.7	1.1	1.1
			92	51	4	27	8	1	1
	昭和 60～平成 6 年		100.0	40.6	1.4	44.9	13.0		
			69	28	1	31	9		
	平成 7 年以降		100.0	17.1	2.4	56.1	12.2	7.3	4.9
			41	7	1	23	5	3	2
	不明		100	41	18	12	6		24
			17.0	7.0	3.0	2.0	1.0		4.0
隣接地区	合計	組	450	3	415	6	4	5	17
		%	100.0	0.7	92.2	1.3	0.9	1.1	3.8
	昭和 19 年以前		100.0		90.6			3.1	6.3
			32		29			1	2
	昭和 20～29 年		100.0	1.6	92.2				6.3
			64	1	59				4
	昭和 30～39 年		100.0		91.8	1.4		2.7	4.1
			73		67	1		2	3
	昭和 40～49 年		100.0	1.1	94.7	1.1	2.1		1.1
			95	1	90	1	2		1
	昭和 50～59 年		100.0		94.3	3.4	1.1	1.1	
			87		82	3	1	1	
	昭和 60～平成 6 年		100.0		96.0	2.0			2.0
			50		48	1			1
	平成 7 年以降		100.0	2.5	92.5		2.5	2.5	
			40	1	37		1	1	
	不明		100.0		33.3				66.7
			9		3				6

1 差別意識の解消に向けた展望と今後の教育・啓発の推進

本調査では、「世帯」、「結婚」、「就労」、「教育」など様々な項目に対して調査を行いました。部活差別が未だ残っているものとして明確に表れたのは、「結婚問題」でした。そのほかの項目については、部活差別の他、近年の男女共同参画の浸透や教育問題、高齢化など、他の要因・社会背景なども影響しているように考えられます。

「結婚」に関しては、実態・意識ともに対象地区・隣接地区との相違がはっきりとみられました。それは「配偶者関係」であり、対象地区では以前に比べ「同和地区外」の出身者が増え、通婚率が上昇していますが、隣接地区では「同和地区」の出身者との結婚は前回と比べてもあまり進んでいないという結果でした。また、結婚時の反対のされ方でも対象地区と隣接地区で差がみられました。「夫が同和地区」の場合は妻側から反対され、逆に「妻が同和地区」の場合は夫側から反対されており、また、対象地区のほうが「結婚時の反対」の件数自体多いという結果でした。結婚については、以前と比べて良い方向に変わりつつあることは確かですが、結婚時において周囲の反応の中に未だ差別意識が残っていることがわかります。

しかし、別の見方をすると、対象地区においては、近年に結婚した夫婦ほど、夫婦のどちらかが同和地区外出身である場合が多くなっており、通婚が進んでいるということがいえます。

これは、やはり長年にわたる教育や啓発、さらに地域の人々の努力により、対象地区の若者に差別に負けない強い意思が培われるとともに、彼らを取り巻く社会意識が「部活差別はあってはいけない」という方向に進んでいる結果であると思われることが出来ます。

また、対象地区の昭和 60 年以降に結婚した 110 組の夫婦のうち、通婚は 68 組 (61.8%) あり、結婚時の周囲の反応において「反対があった」と答えたのは 22 組 (結果からは通婚による夫婦だけでは限定できない) でした。もちろん、今回の結婚に関する調査では既婚者を対象としており、結婚を考慮する時点で、あるいは結婚に至る過程で部活差別が原因で、あきらめたり破談になったりといったケースについては、把握することは出来ませんでした。この結果から、本人たちの意思と共に周囲の理解のうえで結婚が進んでいる傾向にあるという、明るい展望のある見方もできるのではないかと考えます。

(3) 法務省や部落解放同盟（「解同」）などの狙い

- ①法務省は、「人権侵犯処理規程」でみると大半が援助などで解決しているにもかかわらず、組織の権益維持などのために新たな機関へ横滑りを狙っています。
- ②「解同」は人権委員会を人的に掌握し、自らの「差別糾弾闘争」で取り上げた事例を「差別」と認定させることで、違法な糾弾の合法化で組織権益の維持を狙っています。「差別助長行為」の法規制は法務省と一致する考えです。
- ③日弁連の9月19日会長見解では法案を一定評価し、不十分なとして、「少なくとも人権委員会直属の事務局職員（現地担当官）が直接関与する体制を作ること及び人権委員会の調査に実効性を持たせるため、これに対する公務所の協力義務等について修正を行った上で、早期に法案を成立させることを求める」としています。藤原元日弁連副会長も法制定を促しています。
- ④国内人権機関設置検討会「望ましい国内人権機関一法案要綱」（2011.11.7）

(資料)

①人権侵害救済制度の確立に向け今国会での闘いに総力を

「解放新聞」(2012.06.11-2572)

「法案概要」にもとづいた「骨子（案）」では、人権委員会は法務省の外局に、「3条委員会」として設置し、政府からの独立性を確保するとしている。名古屋刑務所事件の教訓、不当な取り調べやえん罪を防止するための取り調べの可視化の必要性など、公権力による人権侵害の実態をふまえて、政府が認めているように「パリ原則」に準拠した「3条委員会」として人権委員会を設置することに、われわれは賛成である。

われわれのこれまでの闘いからすれば、今回の「法案」は、不十分な点も多い。しかし、人権擁護推進審議会が、人権侵害救済制度の確立の必要性を指摘してから10年以上が経過している。このような立法不作為を許してはならないのは当然だ。

第69回全国大会でも確認してきたように、「民主党政権のもとで法案を実現する」という基本的なとりくみ方向のもとで、6月の残された期間の闘いに全力をあげよう。

②日弁連会長見解（９月１９日）

「人権委員会設置法案」の閣議決定に対する会長声明

政府は、本日、「人権委員会設置法案」を閣議決定した。

当連合会は、刑事施設、入管施設などにおける人権侵害、官民を問わず性別や障がい、民族などを理由とした差別など様々な人権侵害について、その救済と予防を任務とし、また総合的な人権政策を提案するなどの役割を担う国内人権機関が必要であることを、強く訴えてきた。また、既に約１００か国で国内人権機関が設置されていることも背景に、国連の各種人権機関も、日本に対して国連が採択したいいわゆるパリ原則に合致した国内人権機関の早期設置を求めてきたところである。

これを受けて、人権救済と人権教育、人権政策の総合的推進などを目的とする人権委員会を設置する本法案が閣議決定されたことは、国内人権機関設置に向けた大きな一歩を踏み出したものといえる。

しかし、本法案の人権委員会は、法務省の外局として設置され、その事務局の事務を法務局長又は地方法務局長に委任することができることとされている。人権委員会が、独立性が高いとされる国家行政組織法上のいわゆる３条委員会として設置されとしても、僅か５名の委員（うち、常勤の委員は２名のみ）の活動を実質的に支える全国の事務局職員を、法務省の内局である法務局職員が事実上兼任することとなるおそれがある。そうすると、パリ原則の求める独立性が危うくなり、これまでの法務省人権擁護局による人権擁護行政との実質的な違いも定かではなくなる。

この問題点に関し、法務省が昨年１２月に発表した法案概要では、全国所要の地に、人権委員会直属の事務局職員（現地担当官）を配置し、公務員による人権侵害事案の調査及び法務局・地方法務局の指導監督等の事務を行わせるとしていたが、この趣旨が法案から消えている。

刑事施設や入管施設などの公務員による人権侵害事案について、独立した立場から公平な調査を行うためには、人権委員会直属の事務局職員（現地担当官）が直接関与する体制を作ることが必要であり、その旨法案に明記すべきである。

また、公務員による人権侵害事案について、人権委員会の調査に実効性を持たせるため、これに対する公務所の協力義務を法定すべきであるし、その調査拒否に対してはそれを公表できることとすべきである。

当連合会は、国際的な基準を満たす人権保障体制の確立という喫緊の課題の達成のため、本法案に少なくとも人権委員会直属の事務局職員（現地担当官）が直接関与する体制を作ること及び人権委員会の調査に実効性を持たせるため、これに対する公務所の協力義務等について修正を行った上で、早期に法案を成立させることを求めるものである。

藤原 精吾

元日弁連副会長



発言

大津市立中学校でのいじめ自殺事件で、滋賀県警が刑事事件として捜査を続けている。中学校や市教育委員会の責任回避と隠蔽体質が招いた結果ではあるが、違和感を持つ市民も少なくないだろう。容疑者を特定し少年法上の手続きを進めても、いじめ問題発生の根本解決ができるとは思えないからだ。

いじめでかけがえない命を奪われた本人と家族は、事件の真相を知り、救済を求めることができない。人権救済機関の欠如は、それ以前から国際的に指摘されてきた。必要なのは教育の場で何が起きたのか、いかなる対応が求められたのかを明らかにし、今後に生かすことである。しかし、これまでにいじめ自殺事件で、学校や教委などの責任逃れの対応に業を煮やした多くの家族が警察への告訴に踏み切った。なぜだろうか。申し立てを受けて人権の観点から調査し救済を図り政策提言をできる適切な機関がないからだ。

人権救済機関の常設急げ

欠如について懸念を有する」とし、「人権侵害の申し立てを調査するための独立機関の設置」を勧告した。その後、2008年の国連人権理事会の定期審査でも各国から念を押され、同年09月、人権救済と政策提言を行う機関が活動している。韓国でも02年に国家人権委員が発足し、障害者差別や公権力(公務所や軍隊など)による人権侵害の救済に成果をあげている。

大津市は今回、学者や弁護士による第三者調査委員会を発足させた。しかし、事件の後の追いで対応できる状況ではない。滋賀県は子どもの人権問題の解決にあたる常設の第三者機関の設置を検討しているという。それには①人権のエキスパートから適任者が委員に選任される手続き②関係官庁や企業からの独立③申し立てを受けて調査・

(寄稿)

④国内人権機関設置検討会：日本における国内人権機関の設置を目指す法律家、研究者、人権団体関係者からなる。パリ原則にのっとり日本の実情を踏まえた国内人権機関を提案するため人権団体や法律家と協議しつつ「望ましい国内人権機関―『人権委員会設置法』法案要綱・解説」をとりまとめた。

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/law/kokunaijinken.html>

代表、世話人―山崎公士（代表、神奈川大学教員）、川村暁雄（世話人、関西学院大学教員）、寺中誠（世話人、東京経済大学教員）、中村義幸（世話人、明治大学教員）、山田健太（世話人、専修大学教員）なお協力者、齋藤明子、武村二三夫、谷元昭信、友永健三、藤原精吾（50 音順）

望ましい国内人権機関―『人権委員会設置法』法案要綱・解説

1. 法律の名称

《趣旨》

法律によって国内人権機関を設置する場合、1.包括的な人権法あるいは差別禁止法を制定し、その中に人権救済機関としての国内人権機関を設置する旨を明記する方法と、2.差別禁止法と国内人権機関設置法を同時に制定する方法、3.国内人権機関設置法を制定し、その中に差別禁止規定を盛り込む方法が考えられる。1 または 2 の方法が望ましいことは、言うまでもない。しかし、包括的な人権法や差別禁止法を制定するには慎重な検討が求められ、多くの時間がかかるものと思われる。そこで当面は 3 の方法を採用し、人権委員会設置法によって国内人権機関を設置し、国内人権機関の活動成果にもとづき、人権法あるいは差別禁止法を将来的に制定するのが現実的である。

なお、国内人権機関の設置を目指した人権擁護法案や民主党法案等は、種々の点から批判を受けてきた。こうした批判のうち受け止めるべき点を考慮し、新たな国内人権機関構想を提示するものであることを明確にするため、法律名自体を一新するのが望ましい。同様の名称を持つ立法例として、韓国の国家人権委員会法（2001 年）がある。

法律の名称は、人権委員会設置法とする。

【解説】

本法案要綱は人権委員会に関する必要最小限のことを定めるものに過ぎず、いずれは本格的な差別禁止法の制定が必要であるとの含意を込め、法律の名称

は「人権委員会設置法」とした。

(7) 差別助長行為の内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 属性識別情報摘示 (e. g. 部落地名総鑑など)2. 差別的取扱意思表示 (e. g. 「外国人お断り」等の差別貼り紙など)3. 属性識別情報収集 (e. g. 差別身元調査など) |
|--|

人権擁護法案では、差別助長行為を属性識別情報摘示（部落地名総鑑の頒布など）と差別的取扱意思表示（「外国人お断り」等の差別貼り紙など）の二種類としていたが、実際の差別事象としては、これらの他に、結婚や就職に伴って興信所等に身元調査を依頼し、出自、国籍、思想的傾向や宗教などに関する情報を得て、それに基づいて結婚を妨害したり、就職を認めないといった行為が横行している。これも反社会的かつ重大な差別助長行為であり、その社会的影響も大きい。したがって、本要綱では、差別禁止事由として掲げられた属性について、差別を目的として対価を得て情報を収集する行為を差別助長行為に含め、救済の対象とすることとした。

(4) 韓国の「国家人権委員会」を参考にすべき

韓国では、「国家人権委員会法」（公布2001年5月24日、法律第6481号、施行2001年11月25日）が制定されています。

韓国の人権委員会が扱うのは、「平等権侵害の差別行為」であり、言論表現の分野に規制などで立ち入りません。

第4章 人権侵害の調査及び処理

第35条【陳情】①次の各号の場合に人権を侵害された者（以下"被害者"という。）又はその事実を知っている者又は団体は、委員会に書面、口述又は委員会の規則が定めるところによりその内容を陳情することができる。

1. 国家機関、地方自治体、法令により設立又は運営される機関又は多数人保護施設により憲法第10条から第22条まで、第24条から第27条まで、第33条又は市民的及び政治的権利に関する国際規約に定めた人権を侵害された場合

2. 法人、団体又は死因により平等権を侵害された場合

②性別、宗教、年齢、障害、社会的身分、出身地域、出身国家、出身民族、容貌等身体条件、婚姻可否、妊娠又は出産、家族状況、人種、皮膚色、思想又は政治的意見、赦免され、又は刑の効力が失効となった前科、同性愛又は性的嗜好、病歴又はその他に合理的でない理由で特定の者又は人の集団を優待、排

除、区別又は不利に待遇し、又は他の者をして屈辱感を感じさせる行為は、平等権を侵害する行為とみなす。

③委員会は、第 1 項の陳情がない場合にも、人権侵害行為があると信じるに足りる根拠があり、又は人権侵害を予防するために必要であると認めるときは、職権で調査することができる。

(5) 国民が求める人権救済機関とは

①10 県議会の政府への意見書（2012 年 2～3 月）自公共など賛成

群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、岡山県、徳島県、熊本県、鹿児島県

「昨年 8 月に法務省政務三役名で公表された基本方針では、メディア規制を設けないなど、批判の強かった一部の条項が除外されていますが、人権救済機関（人権委員会）を国家行政組織法の 3 条委員会とすることや人権擁護委員の資格要件、また、人権侵害の定義が不明確であることなど、まだまだ議論を尽くさなければならない点が数多く存在すると思われます。

つきましては、十分な国民的議論を経ないまま、拙速に新たな人権救済機関の設置を目的とする法律を制定することがないように求める意見書を、国に提出して頂きますようにお願いいたします。」

②自由法曹団の意見（2012 年 2 月 21 日）

法務省政務三役「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」に反対し、修正を求める意見書（抜粋）

- 1、公権力による人権侵害を救済できる、政府から独立した国内人権機関が設置されるのであれば歓迎するものである。
- 2、しかしながら、以下のとおり問題点を指摘し、法案の修正を求める。

①差別助長行為を対象とすることは断じて許されない

第 1 に、「差別助長行為」とは何か、その定義を明確にすることは不可能である。助長という言葉の国語的意味は明確であっても、具体的にどのような行為が助長にあたるのか、を考えた場合、その範囲は漠然としており、助長行為とそうでない行為との限界は不明確である。助長であるか助長でないかは、その

判断者次第で、如何様にも解釈されるおそれのある文言である。

第2に、そのような行為該当性が不明確な概念を救済対行為とすると、人権委員会は「差別助長行為」があったから救済せよとの申立を受けることによって、「差別助長行為」か否かの判断に苦慮することになろう。何が「差別助長行為」なのか限界線を引けない以上、申立人がある行為を「差別助長行為」と強く主張してくるとき、人権委員会はそれを否定する術がない、否定するとしてもそれが「差別助長行為」ではないという根拠を一義的に提示することができず、「差別助長行為」か否かの論争に終止符を打つことができない。その結果「差別助長行為」の認定は、極めて申立人の主張に依拠してなされる危険性があり、人権委員会は、主体的に人権侵害行為に対する救済活動をすすめることに障害を抱えることになろう。人権救済機関としての本質が徐々に変質していく可能性すらあるといっても過言ではない。

したがって、「差別助長行為」は救済対象行為から必ずや除くべきである。

②「人権侵害」の定義に関して「不当な差別、虐待その他の」という例示を設けてはならない。

「法案の概要」では、「人権侵害」に「不当な差別、虐待」という例示を設けている。しかし、「不当な差別、虐待」は人権侵害を代表するような中心的な人権侵害行為ではなく、例示とするには不適格である。

さらに、逆に、「不当な差別、虐待」を例示することによって、人権侵害が「不当な差別、虐待」及びそれに類するものであると限定的に矮小化されて解釈されるおそれがある。

したがって、「不当な差別、虐待」という例示は必ずや除くべきである。

③「人権侵害」の定義として、「司法手続においても違法と評価される行為」をあげるべきではない。「人権侵害」の定義は、「憲法、国際法、法令等に反する行為」とすべきである。「法案の概要」が「司法手続においても違法と評価される行為」としたのは、人権侵害の定義がいたずらに拡大するのを防ぎたい、過去の判例の集積などを参考として、人権侵害の定義を明確にしたいとの意図があるものと善解することができる。

しかし、「司法手続においても違法」とした場合、たとえば、行為自体は人権侵害行為に該当するとの心証がある場合であっても、時効や除斥期間の経過

で訴訟法上は人権侵害行為が認められない場合は人権委員会による救済の対象にならないのか、との疑義を招く。また、訴訟においては人権侵害行為と認定するには証拠が不十分である場合には、人権委員会においても救済の対象にはならないのか、との疑義を招く。このように人権委員会という行政的手続きの定義規定に「司法手続き」を持ち込むことは、無用な混乱を招くだけでなく、定義として不用意である。

また、日本の国内人権状況については、国際人権規約の規約人権委員会の勧告など、国際条約上改善を求められている事項もあり、日本の司法手続きにおいては違法とされないものであっても、規約人権委員会がより積極的に対応し、人権救済を先進的にすすめていくべき分野も存在する。むしろ国内の司法手続きを尽くしてもなお違法とされなかった問題について、規約違反を理由に救済される事例がうまれることも期待したいし、また、国内法が国際人権規約委員会により不適法とされ、それまで違法でないとされてきたものが、国内法の整備に先立って、違法に転ずる事例も期待したい。

したがって、「司法手続きにおいても違法と評価される行為」などと限定すべきではない。「憲法、国際法、法令等に反する行為」とすべきであり、かつ、それで必要にして十分である。

④人権委員会の組織についての問題 （１）人権委員会は内閣府に設置すべきである。（２）人権委員会の地方組織を充実させるべきである。

③ 2005年段階での全国人権連の請願書

「人権侵害を効果的迅速に救済する人権擁護法の制定を求める請願書」

請願の趣旨

国民の人権侵害を効果的迅速に救済するために、国家から独立した人権委員会の設置と、憲法と国際的基準に立つ人権や差別の定義と言論・表現の自由の原則を踏まえた「人権擁護法」の成立を求める意見書を国に提出すること。

請願の理由

2002（平成14）年3月に国会に提出された人権擁護法案は、法曹界、言論・報道界をはじめ、人権にかかわる多くの分野から疑念と批判が噴出し、参議院において三度に及ぶ継続審議のすえ、2003（平成15）年10月に

廃案となった。

この法案が広範な国民の反対により廃案となった理由は、（１）人権侵害を調査・救済する人権委員会を法務省の外局として設置するとしたことが、国連が示す国内人権機構のあり方（パリ原則）とは異なるものであり、権力からの独立性の保障がないとの国内外からの強い批判を受けたこと、（２）公権力による人権侵害を除外しており、最も必要性の高い救済ができないと指摘されたこと、（３）報道によるプライバシー侵害を特別救済手続きの対象としており、表現・報道の自由と国民の知る権利を奪うことになるとして報道界から強い反対を受けたこと、（４）「人権」や「差別」についての明確な規定なしに、「差別言動」を「特別救済手続」として規制の対象としたことが、国民の言論表現活動への抑圧であり憲法に抵触するとの批判を受けたこと、などによるものである。

人権侵害救済は、本来的には司法（裁判）による解決を基本とするが、H I Vやハンセン病の問題、企業における女性差別や思想差別、障害者差別、あるいは刑務所での暴行致死事件など、基本的人権を侵害する事態が相次いで起きたことに見られる通り、救済の緊急性が求められることから、真に国民の人権を擁護する新たな機関の設置を規定する法律の制定が必要である。

この法律は、（一）「人権委員会」は国連パリ原則にのっとり政府から独立した機関とし、委員の人選、運営、予算の面でも独立性が担保できるようにする、（二）人権救済の強制調査の対象は、憲法上の基本的人権及び国際人権条約で規定されている権利の侵害、すなわち国家・行政権力や社会的権力（大企業など）による人権侵害に限定し、報道や国民の表現活動を規制したり私人間の領域に立ち入るものとはしない、（三）新たな立法行為に対して人権アセスメントを導入し、法律による人権への影響を事前にチェックする機能も持たせる、ことが必要である。

このように、新たに制定される「人権擁護法」は、国民の意識を問題にし表現活動や私人間の領域に立ち入るなど、先の法案の問題点を解消したものでなければならず、「地方人権委員会」や「人権擁護委員制度の改革」等の機構上の見直しですますものであってはならない。

以上、政府に対して、憲法上の原則と人権に関する国際的水準に立脚し、国民的合意が得られる新たな「人権擁護法」の制定を求めるものである。

（６）さいごに

①日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書（2008年10月15日）

商法および司法制度改革

米国は、日本が最善の国際的慣習に沿って効率的なビジネス慣行および株主に対する経営責任を推進できるように、日本における国境を越えた M&A 活動を促進し、商法制度を改善するための大胆な措置を講じるよう提言する。日本はまた、裁判外紛争手続き等を通じて、効率的な国際法務サービスを必要としている国内すべての関係者にそのようなサービスを効率的に提供することができるような法的環境を構築することを確保すべきである。イノベーションが国際競争を推進する一方で、イノベーションに対するインセンティブが他者による技術的進歩の盗用を防止するイノベーターの能力に依存している今日の高度技術の時代においては、当該営業秘密を公開することなく営業秘密盗用を罰する仕組みを、司法制度が提供することも重要である。米国は日本に対し、商環境および法的環境をさらに改善させるための措置を講じるよう要望する。

司法制度改革の実現：外国法事務弁護士（外弁）による専門職法人の設立を許可する。すべての弁護士事務所が日本全国に支店を設立することを認める。日本の弁護士がインターナショナル・リーガル・パートナーシップと提携することを容認する。最低資格基準を簡素化するとともに、新規の外弁登録申請の承認手続を迅速化する。外弁があらゆる国際仲裁手続において当事者を代理することを許可する。営業秘密盗用の刑事訴追を促進する。

②全国人権連第5回大会（11月17～18日）方針案より

（３）あるべき人権救済機関のあり方について、日弁連の呼びかけに応じて意見交換会や諸外国の状況についての学習会への参加も行ってきました。また自由法曹団、日本国民救援会などとの情報交換会にも参加し、民主党政府の示す法案の反国民性の認識で一致し国民の願いにあった国連パリ原則に合致した機関について検討してゆくことも確認したところです。

全国人権連は時々の情勢にあわせ適時必要な反対要請を進め、ニュースの発行や都府県連からの要請通知の組織化、機関紙誌をつうじて問題点を明らかに

する取り組みを行いました。

この法案は、国民の暮らしや人権実態が厳しいもとで、国民間の言論を含む「差別と虐待」を主とした人権救済機関設置にもとより矛盾があります。しかも法務省人権擁護局の解体を押しとどめて権益保持を狙う当局、「差別糾弾闘争」の合法化で組織と利権確保を狙う「解同」などの見え透いた魂胆は露骨ながらも、国民的関心は高まりません。マスコミの報道姿勢が影響を与えています。

今後とも、国民の人権擁護に反する実態を暴露するとともに、国民の願う人権救済機関の方向を対置して、運動を進めるものです。